



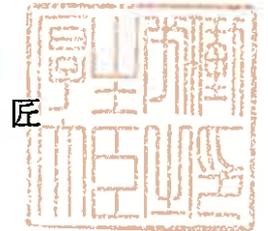
厚生労働省発職 0325 第 7 号

平成 31 年 3 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1)5 (略)

6 両立支援等助成金制度の改正

(一) 介護離職防止支援コース助成金制度の改正

イ 介護支援計画について、介護休業をする被保険者の介護休業の開始前又は就業と介護との両立に資する制度を利用する被保険者の当該制度の利用の開始前に定めることとする要件を廃止すること。また、助成対象を中小企業事業主に限定すること。

ロ その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の介護休業をした日数を合算した日数が十四日以上であるもの（以下このロにおいて「対象事業主」という。）に対し、次の(イ)及び(ロ)に掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額を支給するものとする。

(イ) 対象事業主 被保険者一人につき二十八万五千元（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）

(ロ) (イ)に該当する被保険者について、(イ)の規定による支給を受けた中小企業事業主であつて、当該被保険者を介護休業の終了後三箇月以上継続して雇用したもの 被保険者一人につき二十八万五千元（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

ハ その雇用する被保険者について、介護支援計画を作成し、かつ、当該介護支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の就業と介護との両立に資する制度を利用した日数を合算した日数が四十二日以上であるものに係る助成の対象人数について、一の年度において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までに限るものとする。

(二) 再雇用者評価処遇コース助成金制度の改正

助成対象について、配偶者の転勤等を理由として離職した被保険者について、再び雇い入れる措置を実施する事業所の事業主であつて、当該被保険者であつた者を期間の定めのない労働契約を締

結する労働者として雇い入れ、六箇月以上継続して雇用したものを追加すること。

(三) 女性活躍加速化コース助成金制度の改正

イ 助成対象を中小企業事業主に限定すること。

ロ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施した事業主に対する支給額について、三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）に増額すること。

7 (略)

8 キャリアアップ助成金制度の改正

(一) 賃金規定等改定コース助成金制度の改正

既に雇用保険法施行規則第一百八条の二第六項の規定による支給を受けた事業主に対しては、同項の規定による支給をしないこととする。

(二) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金制度の改正

支給額について、次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額に

増額するとともに、一の事業所につき、一の年度における対象者の上限人数を四十五人とすること。  
イ 生産性要件に該当しない事業主 次のイ)からホ)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

イ) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万二千元（中小企業事業主にあつては、二万九千元）

ロ) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき三万六千元（中小企業事業主にあつては、四万七千元）

ハ) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、六万六千元）

ニ) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき七万千元（中小企業事業主にあつては、九万四千元）

ホ) 十四パーセント以上 対象者一人につき九万九千元（中小企業事業主にあつては、十三万二千元）

ロ 生産性要件に該当する事業主 次の(イ)から(ホ)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(イ) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

(ロ) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

(ハ) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあつては、八万三千円）

(ニ) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき八万九千円（中小企業事業主にあつては、十一万九千円）

(ホ) 十四パーセント以上 対象者一人につき十二万五千円（中小企業事業主にあつては、十六万六千円）

(三) 短時間労働者労働時間延長コース助成金制度の改正

支給額について、次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額に増額するとともに、一の事業所につき、一の年度における対象者の上限人数を四十五人とすること。

イ 生産性要件に該当しない事業主 対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(イ)から(ホ)までに定める額

(イ) 一時間以上二時間未満 三万四千元（中小企業事業主にあつては、四万五千元）

(ロ) 二時間以上三時間未満 六万八千元（中小企業事業主にあつては、九万円）

(ハ) 三時間以上四時間未満 十万千元（中小企業事業主にあつては、十三万五千元）

(ニ) 四時間以上五時間未満 十三万五千元（中小企業事業主にあつては、十八万円）

(ホ) 五時間以上 十六万九千元（中小企業事業主にあつては、二十二万五千元）

ロ 生産性要件に該当する事業主 対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の(イ)から(ホ)までに定める額

(イ) 一時間以上二時間未満 四万三千元（中小企業事業主にあつては、五万七千元）

(ロ) 二時間以上三時間未満 八万六千元（中小企業事業主にあつては、十一万四千元）

(ハ) 三時間以上四時間未満 十二万八千円（中小企業事業主にあつては、十七万円）

(ニ) 四時間以上五時間未満 十七万円（中小企業事業主にあつては、二十二万七千円）

(ホ) 五時間以上 二十一万三千円（中小企業事業主にあつては、二十八万四千円）

9～16（略）

二～四（略）

## 第二（略）

## 第三 その他

一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。